

第5節 快適な環境づくり

近年、生活水準の向上や余暇の増大に伴って、県民の環境に対する要望も多様化してきており、単なる公害防止や自然環境の保全にとどまらず、清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並みや歴史的雰囲気にも満ちた落ち着いたたたずまいなど私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境を求めるニーズが強くなってきている。

また、身近な自然の価値を高め、日常生活、余暇活動等の様々な場の中で自然とふれあえる環境を形成することも求められている。

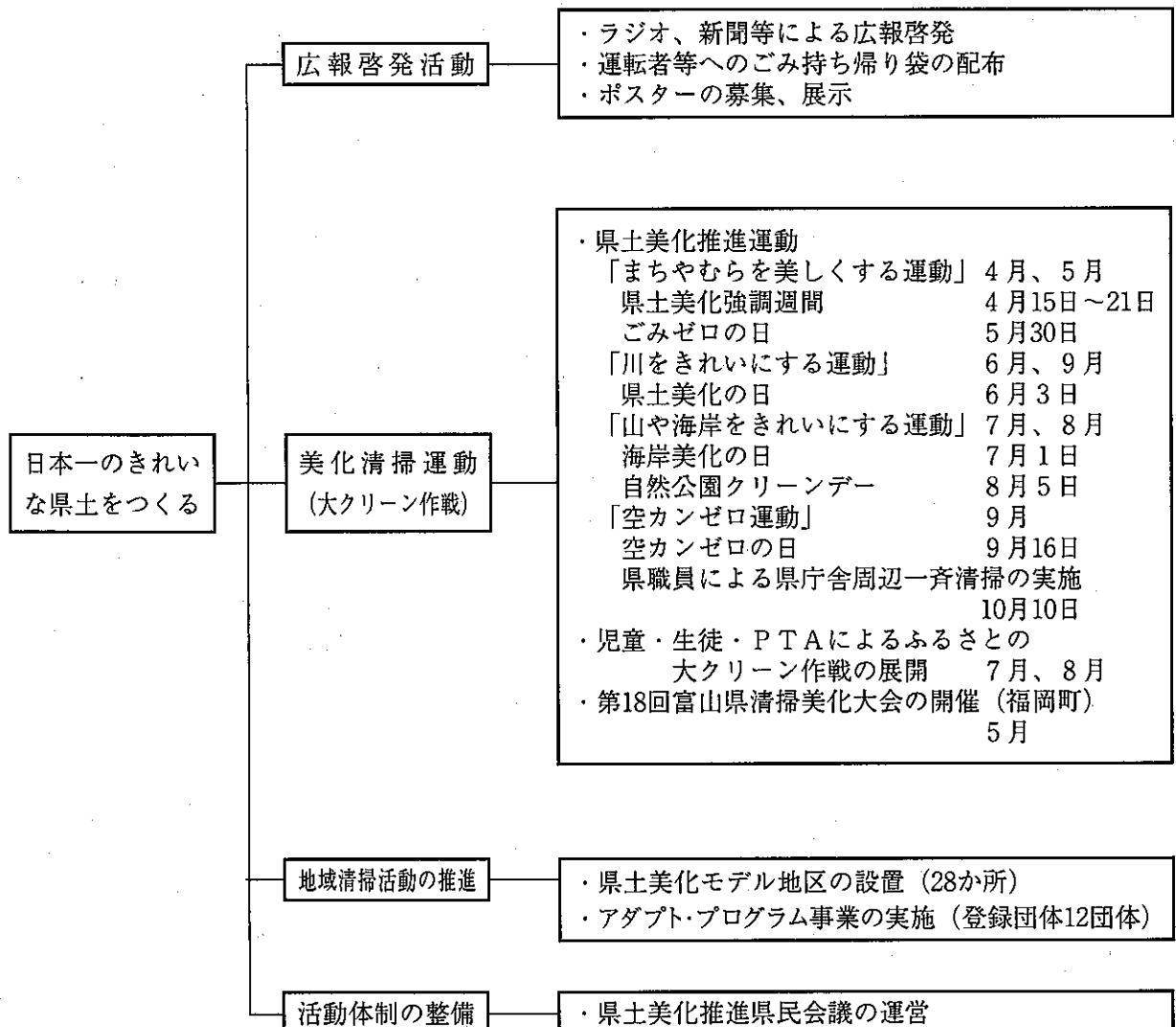
1 県土美化推進運動の展開

県民の美化意識やモラルの高揚に努めるとともに、県土美化を促進し、うるおいとやすらぎのある住みよい郷土をつくるため、富山県県土美化推進県民会議が中心となり、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」を展開してきた。

13年度は、従来の「県土美化推進運動」に新たに、地域の住民等が主体となり、海岸や公園等における継続的な美化活動を促進するため、「アダプト・プログラム事業*」を実施するなど、一層の充実を図った。県土美化推進運動の概要は、図1-38のとおりである。

* アダプト・プログラム事業 … ボランティア市民や地元企業が「里親」となって、河川や海岸等の一定区間を「養子」とみなし、清掃美化活動を行い、回収したごみは行政が引き取るなど、市民と行政が二人三脚で協力しながら、継続的に活動を進めていく事業をいう。

図1-38 県土美化推進運動の概要(13年度)



2 心地よい水辺環境の創造

(1) 水辺環境の状況

本県は、立山連峰などに源がある大小300余りの河川により、全国に誇る水辺環境を形成している。これらの水辺環境は、豊かな情緒をはぐくむ場として、また、スポーツや憩いの場として活用されているほか、従来から漁業や観光など多様な産業活動の場としても活用されている。

なかでも、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や河川等55か所を「とやまの名水」として選定しているが、これらの名水は県民の日常生活の中で身近な場所として親しまれている。なお、このうち、本県では黒部川扇状地湧水群、穴の谷の^{あな たん}霊水、立山玉殿の湧水及び瓜裂^{うりわりしょうず}清水の全国最多の4か所が環境省が選定した「全国名水百選」に選ばれている。

また、歴史や文化にすぐれた水環境の維持保全に努め、水をいかしたまちづくりにすぐれた成果をあげている4市町が我が国の「水の郷百選」に選ばれている。さらに、滝については、代表的な名瀑37か所を「とやまの滝」として選定しており、そのうち称名滝は「全国滝百選」にも選ばれている。

一方、海岸については、松田江の長浜、雨晴海岸（いずれも能登半島国定公園）や宮崎・境海岸（朝日県立自然公園）のように自然公園に指定され、日本の渚・百選にも選定されているところがあるが、富山湾特有の海岸侵食に対処するため、海岸延長に占める人工海岸の比率が高くなっている。なお、全国的にみて特に優れた水浴場として、島尾及び雨晴・松太枝浜が12年度に環境省が選定した「日本の水浴場55選」に選ばれている。

近年、都市化の進展に伴い、身近な自然が失われつつある中で、川や海等は水と緑の貴重な空間として、それぞれの地域にあった環境整備や活用が一層求められている。また、水とのふれあいを取り戻すことによって、水への関心を高めるため、地域住民の連携など県民参加による良好な水辺環境づくりの推進に努めている。

(2) 心地よい水辺環境の確保

ア 水辺環境の整備

個々の水辺に求められる本来の機能との整合を図りながら、クリーンウォーター計画において示している快適な環境に親しむ場としての水辺空間の創出、自然性の確保を図るため、次の諸施策を展開した。

- ・ 河川については、親水機能の保全と整備を図るため、低水護岸工等を整備する河川環境整備事業や水環境整備事業を推進した。また、親水型公園の整備を図るため、ポートルネッサンス21計画を推進するとともに、富岩運河環水公園の整備を図った。
- ・ 海辺については、美しい海岸を守り、さらに快適な環境づくりに配慮して、自然海岸に近い景観を維持、回復するため、構造物や工法等に工夫した海岸整備を推進した。
- ・ 農業用排水路、ダム、ため池等については、保全管理又は整備と一体に、これらの有する水辺空間を活用し、親水施設、景観保全施設等の整備を図るため、親水水路や湧水広場等を整備する水環境整備事業やふるさと水環境整備事業を推進した。
- ・ 名水を保全するため、市町村が実施する名水等の環境保全整備計画作成事業に対して助成を行った。

3 里や街における豊かな緑の保全と創造

(1) 里や街における緑の状況

緑は水源の涵養や大気浄化、防風・防砂等の防災の機能など人や動物が共存していく上で重要な機能を有している。また、人々の心を和ませ、心身をリフレッシュさせる働きも持っており、緑は快適な環境を創造していくための貴重な資源となっている。

県では、代表的な森林50か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、そのうち立山の美女平と県民公園頼成の森は「全国森林浴の森百選」にも選ばれている。

また、置県百年を記念して、県民のだれもが利用できる総合レクリエーションの場として県民公園を整備しており、都市公園として新港の森、太閤山ランド、自然風致公園として頼成の森、自然博物館（ねいの里）、野鳥の園がある。

都市の中の自然を保全し、防災上の拠点となる都市公園は、12年度末現在1,386.2haで、人口1人当たり12.75m²（全国8.13m²）と全国に比べ大きく上回っており、59年度末の7.73m²/人と比較しても着実に増加している。なお、農村公園の面積は38.3ha（12年度）である。

また、公共施設等の緑化の現況（12年度）は、県管理道路は199.5km、幹線農道は64.1km、港湾は45.5ha、学校（県立学校）は57.3haであり、さらに緑化の推進が必要である。なお、12年度までに507.0ha以上にすることを目指した工場の緑化面積は現在533.7ha（12年度）に達している。

今後、すぐれた県土を守り、自然との調和を図っていくため、多様な生物相に配慮しながら良好な緑の保全と創造に努めていく。

(2) 里や街における豊かな緑の確保

ア 富山県花と緑の新世紀プラン等の推進

花と緑の県づくりを推進するため、新たに策定した「富山県花と緑の新世紀プラン」及び全県域公園化推進プランに基づき、次の各種施策を展開した。

- ・ 花と緑の銀行において、家庭や地域における緑化を進めるために、花の苗や緑化木の配布を行うとともに、グリーンキーパー（花と緑の指導員）を12年度の1,038名から13年度は1,088名に増員した。
- ・ 花と緑のあふれるまちづくりを進めるため、花と緑の銀行において「地域をはぐくむ花壇づくり事業」、「花づくりクオリティアップ推進事業」、「花だより花壇維持管理事業」を実施した。また、県産材木製プランター配布事業を実施し、県内の施設や学校周辺等の緑化を推進した。花と緑に親しむ機会を創出するため、花と緑の銀行において、フラワーグリーンバスの運行や、県民緑花カレッジ講座、花と緑の冬

のフェスティバルを開催したほか、県内の花と緑の見ごろ情報を提供した。

うるおいのあるまちづくりという観点から、計画的な街路樹整備を推進したほか、河川沿いの並木の保全や創出、堤防法面の緑化、海岸線の砂防林、防潮・防砂林の整備・保全を推進した。

イ 県民公園等の整備

県民公園等については、身近な緑に配慮した適切な管理に努めた。

新港の森については、2000年国体野球競技の実施にあたり、10年度にスコアボード、内野スタンドの改修、11年度にグラウンドの改修、12年度には公衆便所1基を改築する等の整備を行った。なお、13年度の施設利用状況は、13,030人であった。

一方、空港スポーツ緑地は、常緑広葉樹を中心とした多層構造の植栽が施されており、13年度の施設利用状況は15,857人であった。

ウ その他の対策

緑花推進県民会議や県土美化推進県民会議の取組みにより、県民が主役の花と緑の県づくりの推進に努めた。

4 ゆとりのある空間と美しい景観の創造

(1) 景観の状況

道路、河川、海岸、公園等の空間には、山や海の眺望をはじめ、水、緑、歴史的文化的遺産など地域の素材をいかした、ゆとりある空間や調和のとれた景観が求められている。

県内における全体的な景観は、富山湾に向かって開かれた平野部とこれを囲む立山連峰などの山地によって形成されている。

しかし、都市部においては、まとまりのある街並みの減少や広告物の無秩序な設置、農村部においては、沿線立地型の商業施設の進出や宅地化などにより、景観は阻害されるようになってきている。また、山間部や農村部の景観そのものも、不調和な人工的施設の出現や、地形の改変、林地や

農地などの減少により変化してきている。

このようなことから、県では、これまで、「ふるさと環境総合整備ガイドライン」や「都市景観形成ガイドライン」を策定して、地域の特性をいかした景観の整備や快適な都市空間の創造を進めるとともに、景観づくりをより総合的、計画的に推進するための枠組みづくりについて検討を進めてきている。

(2) ゆとりのある空間と美しい景観の整備

ア 各種計画に基づく施策

(ア) 各種公共事業や民間の開発事業の際に、景観について適切な配慮が払われるよう誘導や指導を行った。この際、地域ごとの目標に沿った景観整備を推進するため、ふるさと環境総合整備ガイドライン、新とやまのみちBIG作戦、河川環境管理基本計画等に基づいて、次の諸施策を推進した。

- ・ 景観に配慮した多自然型川づくりをめざし、河川局部改良事業、広域基幹河川改修事業等を推進した。
- ・ 自然景観と調和した海岸を形成するため、雨晴海岸について、エコ・コースト事業を実施した。
- ・ 道路景観の向上、沿道景観の向上、とやまらしいみちづくり、道路緑化等を目指す「新とやまのみちBIG作戦」を推進した。
- ・ 安全かつ円滑な道路の確保と景観の整備等を図るため、オフィス街や景観の優れた地域で電線類の地中下を図った。

(イ) 屋敷林や散居村の保全・活用について普及啓発を図るため、「屋敷林の保全と地域づくり」をテーマに田園空間シンポジウム2を開催した。

(ウ) 棚田地域の農地等の有する県土の保全、水資源の涵養、景観の保全、伝統・文化の継承等の多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図ることを目的として、「富山県棚田地域水と土保全基金」を造成し、棚田保全の必要性等を啓発するため「とやま棚田フォーラム」の開催や棚田保全活動に対する都市住民の参加促進や活動推進、棚田オーナー制等への活動支援を実施した。

- (エ) 伏木富山港海岸（新湊地区）において、ふるさと海岸整備事業により、階段式護岸と離岸堤を整備した。
- (オ) 公衆への危害防止と美観風致の維持のため、屋外広告物規制制度の普及啓発に努めた。
- (カ) 有識者等からなる「富山県の景観を考える懇談会」を設置し、本県の景観施策のあり方や景観に関する条例の基本的な枠組みについて検討した。

イ 土地対策要綱等による対策

土地対策要綱等において、大規模な開発行為を行おうとする際には、開発行為届出書の提出を求め、周辺の景観との調和の観点からも審査を行った。

5 歴史や文化をいかした街づくり

(1) 街づくりの状況

歴史的文化的環境は、その一つひとつが、地域をとりまく自然的、社会的条件から生まれ、私たちにうるおいややすらぎ、文化のかおりといった精神的な恵みを与えてくれることから、これを育て継承していくことが求められている。

県内には、山、川、海、そして雪にはぐくまれた風土により、生活に根ざした祭りや生活習慣が各地に伝えられているほか、世界遺産に登録されている五箇山の合掌造り集落、国宝に指定されている瑞龍寺をはじめすぐれた名勝、天然記念物、埋蔵文化財等が多くある。また、おわら踊りが行われる八尾町諏訪町本通り、木彫りの店が軒を連ねる井波町八日町界限など情緒豊かな街並みもある。

しかし、近年の都市化の進展等に伴い、歴史的文化的資源が失われつつあることから、今後、これらの価値を再認識し、適切な保存や快適な地域環境の形成に向け活用していく必要がある。

(2) 歴史や文化をいかした街づくり対策

ア ふるさと環境整備事業ガイドライン等による対策

- ・ ふるさと環境整備事業ガイドラインに基づき、県民と県、市町村が協力して、歴史的文化的資産をいかした街づくりを推進した。
- ・ 市町村が実施するまちなみ保全環境整備や景観整備等の優れた景観整備事業に対して助成を行った。
- ・ 市町村等が実施する史跡、名勝等の積極的な活用を図ったいわゆる文化財公園等に対して助成を行った。

イ うるおい環境とやま賞

人々が心に「ゆとり」や「うるおい」を感じる富山県内の建造物や施設等によって形成される景観で、地域の魅力やシンボルとなっているものや地域住民等の創造工夫や努力によって魅力が創出されている景観のうち、特にすぐれたものを「富山県うるおい環境づくり会議」が「うるおい環境とやま賞」に選定しており、13年度は表1-43のとおり5物件が受賞した。

表1-43 「うるおい環境とやま賞」顕彰物件(13年度)

顕 彰 物 件 名	所在地市町村
井口村体験交流センター 「ゆ～ゆうランド・花椿」 と赤祖父湖畔	井 口 村
大沢野町健康福祉センター 「ウィンディ」	大 沢 野 町
高岡市ふれあい福祉センター	高 岡 市
ほたるいかミュージアム	滑 川 市
Y K K黒部事業所周辺景観	黒 部 市

6 快適トイレの推進

(1) 快適トイレ推進プランの推進

生活水準の向上などに伴い、快適な生活環境に対するニーズも多様化してきているため、公共トイレ以外のトイレについても、“いつでも、どこでも、だれでも、安心して、快適に”利用できる、安らぎある「人間空間」であることが強く求められている。さらに、バリアフリー等の福祉面や省資源・省エネルギー等の環境面、その他青少年教育、防災等の面にも配慮したトイレが必要となってきた。

このようなことから、県では公共トイレに限らず、学校、山岳地、事業所等様々な場所（分野）に設置されているトイレを快適にするための総合的な取組みを推進するため、12年3月に「富山県快適トイレ推進プラン」を策定しその普及を図っている。その概要は表1-44のとおりである。

表1-44 快適トイレ推進プランの概要

基本目標	“いつでも、どこでも、だれでも、安心して、快適に”利用できる、“環境に配慮した”トイレの推進
対象施設	公共トイレ、学校のトイレ、山岳地のトイレ、事業所のトイレ、家庭のトイレ、工事現場などの仮設のトイレ
配慮指針	<ul style="list-style-type: none"> ・快適性の向上 ・環境への配慮 ・バリアフリーからユニバーサルデザインへ (可能な限りすべての人が便利に、快適に利用できるための配慮) ・災害時の備え ・適切な維持管理 ・利用マナーの教育・啓発
推進施策	<p>普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催 ・グッドトイレコンテスト等の実施 ・クリーンキャンペーン等の実施 <p>財政的な支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等に対する支援 ・山岳地トイレに対する支援 <p>調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「準公共トイレ」制度の創設 ・チップ制又は有料制の導入

(2) 快適なトイレの整備

きれいで利用しやすい快適なトイレの整備促進を図るため、民間の山小屋事業者が設置する環境に配慮したトイレの整備に助成したほか、快適なトイレ推進セミナーを開催した。また、国、県、市町村、事業者等が設置するトイレを対象にグッドトイレ及びグッドメンテナンスの部門に分けたグッドトイレコンテストを行い、表1-45の施設をさわやか賞として表彰した。

表1-45 グッドトイレコンテスト「さわやか賞」受賞トイレ(13年度)

部 門	施 設 名	所在地
グッドトイレ	さみさと小学校前トイレ	朝日町
	富山県水墨美術館内トイレ	富山市
	交通広場公衆トイレ	井波町
グッドメンテナンス	大島町絵本館内トイレ	大島町
	富山県立山博物館周辺トイレ	立山町
	立山自然保護センター内トイレ	立山町